

## 7-4：災害時における福祉避難所へのレンタル資機材の提供に関する協定 (株式会社ダスキンユニオン、株式会社ユニオンアルファ)

加古川市（以下「甲」という。）と株式会社ダスキンユニオン（以下「乙」という。）及び株式会社ユニオンアルファ（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、福祉避難所で必要となるレンタル資機材（以下「資機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （協力の要請）

第1条 甲は、災害時において資機材が必要な場合は、要請書（様式第1号）をもって、乙及び丙に提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

### （協力の内容）

第2条 乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で優先的に資機材を提供するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により資機材の提供を実施した場合は、甲に対し、報告書（様式第2号）により報告するものとする。

### （資機材の種類）

第3条 乙及び丙が提供する資機材の種類は次のとおりとし、賃借等により提供するものとする。

- (1) 介護用品
- (2) 福祉用品
- (3) 衛生用品
- (4) 生活用品
- (5) その他取扱用品

### （資機材の引渡し等）

第4条 資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙及び丙が行うものとする。ただし、乙及び丙が自ら運搬することができない場合は、甲に連絡し、その指示に従うものとする。

2 甲は引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、資機材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

### （経費の負担）

第5条 乙及び丙が提供した資機材の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙及び丙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払)

第6条 第4条第2項の引渡し後、支払いの時期を甲、乙及び丙が協議して決定し、甲は速やかに支払うものとする。

(平常時からの協力)

第7条 乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な推進のため、平素から甲が実施する防災訓練等に協力し、連携協力に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月17日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市  
加古川市長 岡田 康裕

乙 加古川市野口町坂元329-60  
株式会社ダスキンユニオン  
代表取締役社長 中尾 知也

丙 加古川市野口町坂元329-60  
株式会社ユニオンアルファ  
代表取締役社長 中尾 知也